○沖縄総合事務局告示第十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年二月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月二十一日

沖縄総合事務局長　河合　正保

(三)(二)(一)

道路の区域	道路の線名	道路の種類	区間	後変更前	敷地の幅員	延長
嘉那地覇市	五百六号	一般国道	二〇・六キロメートル	三〇・〇メートル	五〇キロメートル	
図面縦覧場所	沖縄総合事務局及び同局南部国道事務所					

○沖縄総合事務局告示第十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年二月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月二十一日

沖縄総合事務局長　河合　正保

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五百六号	沖縄県豊見城市字饒波溝原七四番一から同県島尻郡南風原町字山川波佐真原四七五番一まで	沖縄総合事務局及び同局南部国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年二月二十一日

官　庁　報　告

官　庁　事　項

内閣は、地方交付税法第七条の規定に基づく平成二十六年度地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類を次のとおり公表する。

内　閣

目次

策定方針
第一　通常収支分
一　地方団体の歳入総額の見込額及びその内訳（通常収支分）
㈠　歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額
㈡　歳入の概要
1　地方税
2　地方譲与税
3　地方特例交付金
4　地方交付税
5　国庫支出金
6　地方債
7　使用料及び手数料
8　雑収入
9　全国防災事業一般財源充当分
二　地方団体の歳出総額の見込額及びその内訳（通常収支分）
㈠　歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額
㈡　歳出の概要
1　給与関係経費
2　一般行政経費
3　地域経済基盤強化・雇用等対策費
4　公債費
5　維持補修費
6　投資的経費
7　公営企業繰出金
8　地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費
㈢　国庫支出金に基づく経費の総額
第二　東日本大震災分
（復旧・復興事業）
一　地方団体の歳入総額の見込額及びその内訳（復旧・復興事業）
㈠　歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額
㈡　歳入の概要
1　震災復興特別交付税
2　国庫支出金
3　地方債
4　雑収入
二　地方団体の歳出総額の見込額及びその内訳（復旧・復興事業）
㈠　歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額
㈡　歳出の概要
1　給与関係経費
2　一般行政経費
3　公債費
4　投資的経費
5　公営企業繰出金
㈢　国庫支出金に基づく経費の総額
（全国防災事業）
一　地方団体の歳入総額の見込額及びその内訳（全国防災事業）
㈠　歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額
㈡　歳入の概要
1　地方税
2　一般財源充当分
3　国庫支出金
4　地方債
5　雑収入
二　地方団体の歳出総額の見込額及びその内訳（全国防災事業）
㈠　歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額
㈡　歳出の概要
1　公債費
2　投資的経費
㈢　国庫支出金に基づく経費の総額

策　定　方　針

平成26年度においては、通常収支分について、極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、歳出面においては、国の取組と歩調を合わせて歳出抑制を図る一方、社会保障の充実分等を含め、社会保障関係費の増加を適切に反映した計上を行うとともに、防災・減災事業や地域経済活性化等の緊急課題に対応するために必要な経費を計上することとし、歳入面においては、「経済財政運営と改革の基本方針」（平成25年６月14日閣議決定）及び「中期財政計画」（平成25年８月８日閣議了解）に沿って、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額について、平成25年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することを基本として、引き続き生ずることとなった大幅な財源不足について、地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補填措置を講じることとする。